

手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書

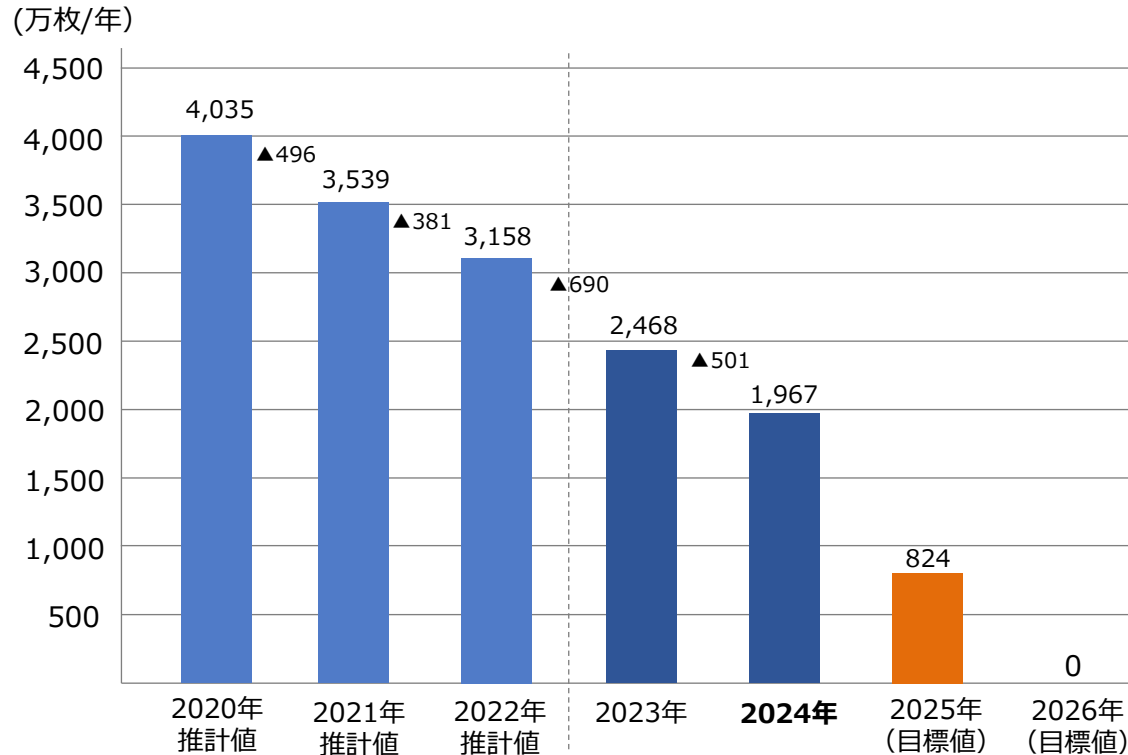
— 手形・小切手機能の全面的な電子化に関する中間的な評価を踏まえて —
(2024年度) (概要)

2025年3月
手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会
(事務局：一般社団法人全国銀行協会)

2021年度から2024年度までの取組み - 手形・小切手の交換枚数の削減状況等 -

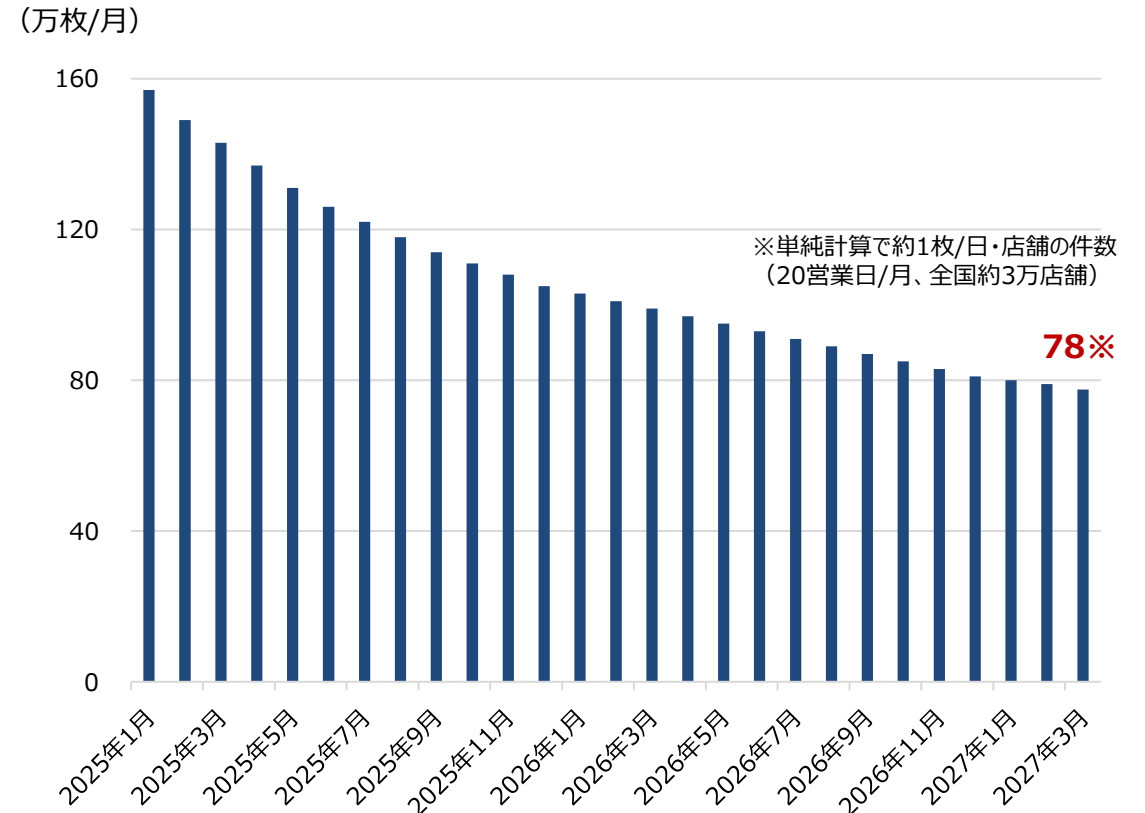
- 2024年の削減枚数は501万枚/年。目標値822万枚/年の61%に留まり、**2023年実績の690万枚/年からも鈍化**
- 足許の削減ペースが続いた場合、**2026年度末時点で78万枚/月の手形・小切手が残る試算**

手形・小切手の交換枚数（年ベース）



※2020年～2022年推計値は、各年の全国手形交換枚数（2020年:4,091万枚、2021年:3,588万枚、2022年:3,203万枚）、2018年のアンケート（自行交換比率（手形21%、小切手26%））、電子交換所における行内交換を除いた2023年の手形・小切手の割合（38.2%、37.2%）をもとに推計

交換枚数の今後の推移試算（月ベース）



中間的な評価

- 政府の方針の下、関係者一体で電子化に向けた取組みを進め、手形・小切手の交換枚数は2020年から2024年にかけて2,068万枚を削減
- しかし、電子交換所における手形・小切手の交換枚数は2024年時点で依然1,967万枚。同年の年間削減枚数は目標値822万枚対比61%の501万枚に留まった。また、足許の削減ペースが続いた場合、2026年度末時点の交換枚数は月間78万枚残る試算
- **一定の成果は見られるが、これまでの取組みだけでは目標の達成は困難と評価 ⇒ これまでの取組みに加えて、抜本的な取組みを行う必要あり**

これまでの全面的な電子化に向けた関係者の取組状況の評価

関係者一体で電子化に向けた取組みを実施

一定の成果は見られるが、
電子交換所における手形・小切手の交換枚数を踏まえると、
これまでの取組みのだけでは**目標の達成は困難**

抜本的な取組みを行う必要あり

関係者の取組み

政府・関係省庁	✓	産業界・金融界の取組みをフォローアップ、下請法改正の動き
産業界	✓	企業向け説明会の開催、業界団体による自主行動計画策定等
全銀協	✓	企業に対する周知・広報活動や、金融機関の取組みを後押しするための情報提供
金融機関	✓	企業に対する周知・広報活動や、商品・サービス及び手数料の見直し等
でんさいネット	✓	でんさいの利便性改善、でんさいライトの提供開始等

足許の手形・小切手の交換枚数等

交換枚数	✓	電子交換所における2024年の手形・小切手の交換枚数は1,967万枚
削減枚数	✓	2024年の削減枚数は501万枚/年。目標値822万枚/年の61%に留まり、2023年実績の690万枚/年からも鈍化
試算	✓	足許の削減ペースが続いた場合、2026年度末時点で78万枚/月の手形・小切手が残る試算

抜本的な取組み - 方針 -

- これまでの取組みだけでは目標の達成は困難。全銀協として抜本的な取組みを行う

◆ 具体的には、

- **2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する**

- ✓ 目標達成時期に合わせて交換を廃止することで、関係者における電子化の取り組みを一層後押しする

◆ なお、

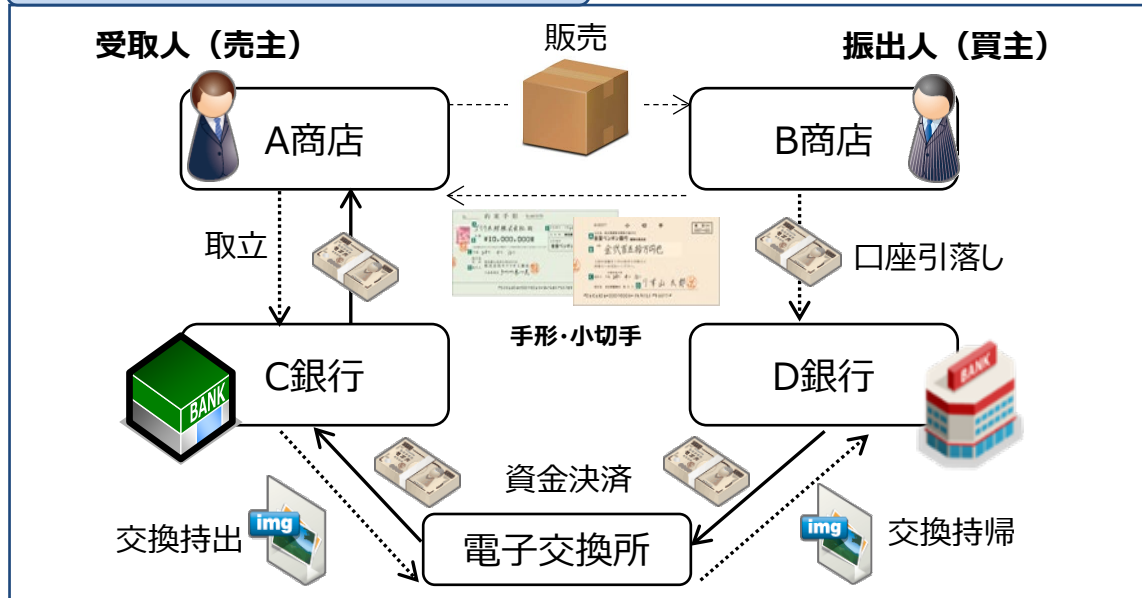
- **電子交換所システムの更改は行わない**

- ✓ 手形・小切手以外の証券についても電子化・削減を進め、わが国の生産性向上、コスト削減を図る

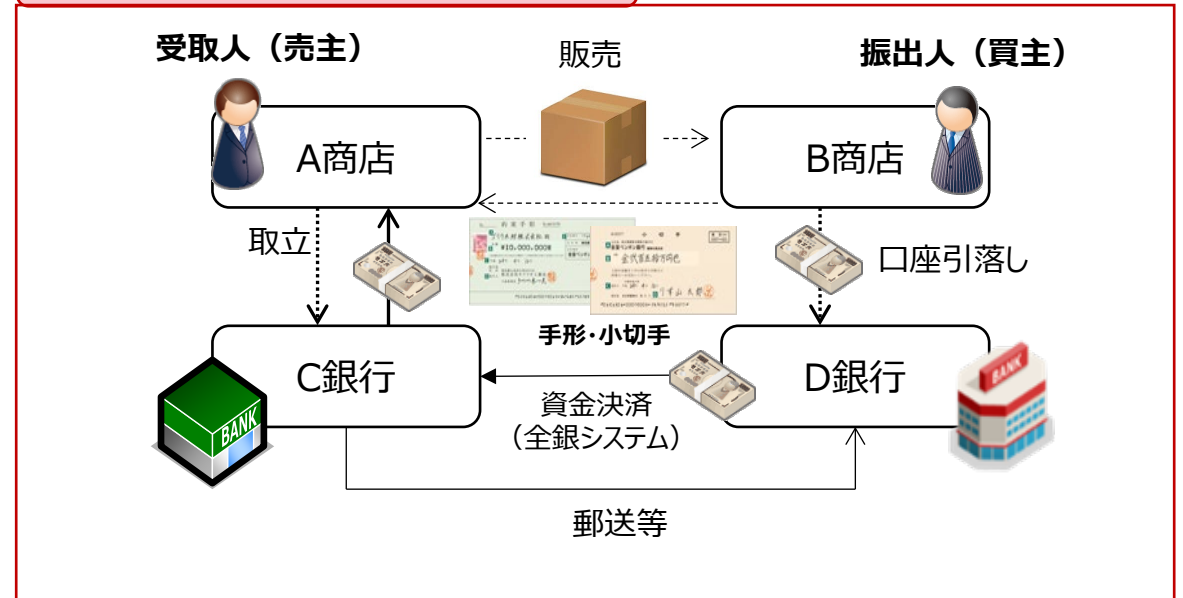
抜本的な取組み - 主な論点 -

- **2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する**
 - ✓ 手形・小切手の取り扱いを継続する場合、電子交換所を介さない郵送等による相対決済（個別取立等）を行う必要がある
 - ✓ 電子交換所における取引停止処分制度が利用できなくなる。但し、同様の制度はでんさいにて利用可能
- **電子交換所システムの更改を行わない**（保守期限は2029年6月、保守延長は2031年6月まで可能*）
 - ✓ 手形・小切手以外の証券類に関しても、電子交換所を介した金融機関間の資金決済が出来なくなるため、各証券の特性に応じ、郵送等の代替手段による決済を行う必要がある *保守延長の要否は別途、代替手段への移行状況を調査し判断

Before : 電子交換所で決済



After : 郵送等で相対決済



2025年度の取組み

- 2026年度末の最終目標達成に向けた各種対応を取るとともに、その他証券について、交換枚数の極小化に向けた取組みを具体化
- 自主行動計画の目標達成期限まで残り2年。各金融機関においては、自主行動計画の最終目標を達成すべく、企業に対する電子的決済サービスの導入支援や資金繰り支援等を行いながら、手形・小切手機能の電子化に関する取組の促進が求められる

2025年度の取組み

■ 2026年度末の最終目標達成に向けた対応

- ① 評価項目にもとづく各金融機関における取組状況や、手形・小切手の削減に向けた取組施策等の実施状況をフォロー。
- ② 金融機関の取組み促進のための施策に係る法令面の整理の共有。
- ③ 金融界・産業界・政府が連携して、ワンボイスで、抜本的な取組みも含め、手形・小切手機能の全面的な電子化に関する周知活動を実施。
- ④ 手形・小切手を利用している事業者や業界団体等に対して全面的な電子化の説明を継続。
- ⑤ でんさいネットとも連携のうえ、周知・広報を強化・継続。
- ⑥ 手形・小切手機能の全面的な電子化に必要な税制・法令改正事項の整理・要望を実施（手形・小切手による納税制度の廃止等）。

■ その他証券に関する対応

- 電子交換所の廃止を見据え、その他証券について、関係機関・関係省庁とも連携のうえ、交換枚数の極小化に向けた取組みを具体化。

終わりに

- 「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」という**自主行動計画の目標達成期限まで残り2年**
- 今般、**中間的な評価を踏まえ、抜本的な取組みとして「2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する」ことを決定**
- **各金融機関においては、自主行動計画の最終目標を達成すべく、企業に対する電子的決済サービスの導入支援や資金繰り支援等を行いながら、手形・小切手機能の電子化に関する取組の促進が求められる。**
- **検討会においても、金融界・産業界・政府一体となって対応するとともに、各金融業態団体とも連携しながら金融機関の取組みを後押しする施策を実施していく**

